（支署長指定によるもの）

下地島空港における航空機と陸地との間の交通場所及び貨物の積卸場所の指定

宮支掲示第２号
令和５年　７月　１日

交通場所及び積卸場所		所在地	制限
交通場所	１．下地島空港国際線旅客ターミナルビル（以下「国際線ビル」という。）税関出国検査場から国際線ビル出国ゲートを経て、本邦と外国との間を往来する航空機（以下「外国往来機」という。）に至る直近の通路	宮古島市伊良部下地島空港内	出国する旅客及び乗組員の交通に限る。
	２．外国往来機から国際線ビル入国ゲートに至る直近の経路を経て、検疫審査場、入国審査場を経由し、税関検査場に至る通路	同　上	入国する旅客及び乗組員の交通に限る。
	３．国際線ビルからエプロンに通ずる出入口	同　上	貨物及び機用品の積卸業務に従事する者の交通に限る。
積卸場所	外国往来機が駐機する全てのスポット	同　上	

附　則

この指定は、令和５年７月１日から適用する。